

令和6年度事業計画書

自：令和6年4月1日

至：令和7年3月31日

公益財団法人 放射線計測協会

目 次

I. 事業概要	1
II. 事業内容	2
1. 調査・試験研究及び技術開発	2
2. 校正、基準照射、特性試験及び放射線・放射能の計測	2
3. 研修・普及	3
III. 事業の実施	4

I. 事業概要

公益財団法人 放射線計測協会（以下、「当協会」と記述）は、原子力及び放射線利用による社会の発展並びに安全・安心な社会の実現に寄与することを目的に、放射線計測の信頼性向上に係る事業、事業によって得られた技術成果の活用及び放射線に係る知識の普及・啓発活動などを行う。

当協会を取り巻く状況は、GX（グリーントランスフォーメーション）推進のための原子力の活用、諸物価の高騰、賃上げの動きなど、大きく変化している。特に、原子力の活用においては、安全・安心の確保のための放射線計測の重要性がますます高まり、競争が激しくなることが予想される。このため、当協会の経営理念である「放射線に関する品質の高い技術や正しい知識を提供し、信頼と安心の社会の実現に貢献する」の価値は変わらず、むしろ高まっている。

上記を踏まえ令和6年度においては、我が国における原子力・放射線関連事業の動向、特に放射線計測機器の利用動向の変化とそれによる協会の関連業務への影響を的確に把握しながら、公益目的事業としての「放射線計測の信頼性確保に係る事業」を着実かつ積極的に実施していくこととする。さらに、経営を安定させ、新しい人材の確保ができるよう、業務の効率化の推進、協会の認知度を高める広報活動の強化、調査・試験研究の開拓、校正対象範囲や研修事業の拡大などに積極果敢にチャレンジする。

「放射線計測に係る調査・試験研究及び技術開発」の業務では、放射線標準の移行に係る技術的基盤の整備や新しい放射線測定器校正手法の開発を継続的に実施する。また、ガスモニタや水モニタの校正再開に向けた活動を日本原子力研究開発機構（以下、「原子力機構」と記述）原子力科学研究所放射線管理部と連携して確実に進める。さらに、放射線関連分野での新たな調査・試験業務の獲得に向けたニーズ調査を行うとともに、職員の技術能力の向上等を図る。

「放射線計測器の校正、基準照射、特性試験及び放射線・放射能の計測」の業務では、国、地方公共団体、原子力研究機関、産業界等にトレーサビリティを確保した品質の高い校正サービスを提供する。特に、放射性同位元素等の規制に関する法律（以下、「RI規制法」と記述）施行規則における測定の信頼性確保の義務化を受けて、JCSS校正を含めた放射線測定器の定期的な点検校正等の必要性を継続的に広報するとともに、JCSS認定範囲の拡大や校正対象機器の追加による校正事業の一層の拡大を図り、新たな顧客の獲得に努める。また、原子力・放射線施設等で発生する各種の試料中放射能の分析・測定や放射線管理計測等の業務を着実に実施し、施設や周辺環境における放射線安全確保に寄与する。さらに、当協会の強みを活かした顧客拡大の可能性を調査し検討する。

「放射線計測に係る研修及び普及」の業務では、放射線管理及び放射線計測に係る技術者養成のための研修、並びに放射線業務従事者教育訓練をオンラインも活用して実施するとともに、国、地方公共団体等のニーズに即した放射線教育や原子力防災に係る研修等、幅広い放射線知識の普及活動を実施する。また、放射線計測に係る専門機関として、関連する最新の技術的知見の獲得と普及発展に貢献するための活動を実施する。さらに、これまでの研修資産や経験を活かした新しい研修講座の企画検討を行う。

II. 事業内容

1. 調査・試験研究及び技術開発

放射線計測の信頼性の向上に資するため、放射線計測に係る調査・試験研究、技術開発等を行うとともに、得られた成果を積極的に公開し、情報の提供を行う。

イ. 放射線計測技術の向上、並びに計量トレーサビリティ及び校正に係る試験・技術開発を行う。特に、ガスモニタの校正については、校正再開に向けて、原子力機構原子力科学研究所放射線管理部と連携して、具体的な校正手順等の再構築を行う。

ロ. 表面汚染検査用サーベイメータのJCSS校正手順を確立し、JCSS登録認定を行い、JCSS校正範囲を拡大する。

ハ. ICRU Report 95の新実用量に係る放射線測定器の校正手法の変更等に係る情報収集を行う。

ニ. 国、地方公共団体、原子力機構、計測器メーカー等の放射線計測に係るニーズ調査、職員の技術能力の向上（計算シミュレーション技術の習得等）などを行い、放射線計測に係る調査・試験研究業務の獲得を目指した取り組みを行う。

2. 校正、基準照射、特性試験及び放射線・放射能の計測

原子力・放射線関連機関、地方公共団体、一般企業等が所有する放射線測定器の校正を行うとともに、放射線量（率）測定及び各種試料の放射能分析・測定を通じて信頼性の高い計測データを提供する。

イ. 放射線標準施設等を利用して、各種放射線測定器に対して品質の高い校

正業務（放射線測定器（簡易放射線測定器を含む）の点検・校正、線量計測素子等の基準照射及び放射線測定器の特性試験）を行う。

ロ． RI規制法施行規則における測定の信頼性確保の義務化を受けて、校正機関で実施している品質の高い点検・校正の紹介を通じて、放射線測定器の定期的な点検校正等の必要性・重要性を継続的に広報する。

ハ． γ (X)線及び速中性子に係る放射線測定器のJCSS校正を積極的に実施し、JCSS事業の普及に努める。

ニ． 放射線計測の専門的技術を活かして、原子炉施設、放射線施設等における放射線管理試料、環境試料等の放射能測定を行う。また、放射線計測に係る一般からの依頼に的確に対応する。

ホ． 放射線管理に係る計測の専門的知見と経験を活かして、原子炉施設や放射線施設等の放射線安全確保に寄与する。

3. 研修・普及

放射線計測・放射線管理の技術者を育成するための定期講座及び放射線業務従事者の安全教育訓練・研修を実施する。また、一般、学生を含む幅広い層の人々を対象とした放射線知識の普及に係る活動を行う。さらに、これまでの協会の強みや経験を活かした新しい研修講座の企画検討を行う。

イ． 放射線計測等に係る定期講座では、原子力・放射線利用の安全確保と安心に繋がる技術教育を行う。また、依頼元、受講者等の要望を適切に反映するとともに、研修内容の充実強化等、社会的ニーズに即した講座内容の改善や充実を図る。

ロ． RI規制法、原子炉等規制法等に基づく放射線業務従事者教育訓練、規制機関職員に対する放射線教育など、原子力・放射線利用の安全確保に不可欠な放射線安全研修を実施する。

ハ． 原子力施設立地地域等の公的機関の職員等を対象とした原子力防災及び放射線安全に係る研修を引き続き行う。また、放射線知識の普及活動の一環として、簡易放射線測定器を用いた体験活動等の支援を継続して行う。

ニ． 放射線計測専門家会合又はセミナー等を開催するとともに、放計協ニュースの発刊や外部委員会等への参加などを通じて、放射線計測分野に係る情報を積極的に発信する。

Ⅲ．事業の実施

これらの事業の実施に際しては、放射線計測関連分野全般に係る知識と技術力及び業務品質の維持と一層の向上に努めるとともに、ステークホルダーからの要望に対して積極的に対応する。また、事業の実施に不可欠な施設、設備等の利用についても、原子力機構と密接にコミュニケーションをとって、適切な業務環境整備に努めることとする。

関係法令及び定款に基づく法人経営をより効率的かつ確実に実施するため、業務のDX（デジタルトランスフォーメーション）化による効率化に積極的に取り組むとともに、規程等の整備、品質保証活動、情報セキュリティ活動及び事業拡大に係る活動などを着実に進める。また、組織の継続的発展に必要な人材マネジメント（継続的な人員確保、柔軟な人員配置、効果的育成と効率的活用など）に注力するとともに、社会の変化に応じた人事・給与制度の改正に向けた検討を進める。